

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間市小谷田一丁目十七番十九号

小山 文彦

二 取消年月日

令和元年五月二十七日